

## 令和7年4月1日から県域水道一体化に伴い、水道料金・水道メーター検針方法および請求方法等が変わります

令和7年4月1日より、奈良県及び県内26市町村の水道事業を一体化(事業統合)し「奈良県広域水道企業団」となります。この一体化に伴い、水道料金や水道メーターの検針方法・請求方法などが次のとおり変更となります。

### ★変更となる主な内容

## 1. 水道料金の変更（令和7年～11年）

水道使用水量51m<sup>3</sup>以上の従量料金単価を変更します。（下水道使用料は現行のとおり変更ありません。）

口径	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)								(税抜)		
		1～10m <sup>3</sup>		11～20m <sup>3</sup>		21～30m <sup>3</sup>		31～50m <sup>3</sup>		51～100m <sup>3</sup>	101～500m <sup>3</sup>	501～1000m <sup>3</sup>
		1～5m <sup>3</sup>	6～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101～500m <sup>3</sup>	501～1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> ～		
13mm	600円	0円 (基本水量以内)										
20mm	720円											
25mm	1,872円											
30mm	2,160円	100円	100円	125円	125円	125円	135円	145円	155円			
40mm	4,320円											
50mm	7,320円											
75mm	16,320円											

口径	基本料金	従量料金(1m <sup>3</sup> につき)								(税抜)		
		1～10m <sup>3</sup>		11～20m <sup>3</sup>		21～30m <sup>3</sup>		31～50m <sup>3</sup>		51～100m <sup>3</sup>	101～500m <sup>3</sup>	501～1000m <sup>3</sup>
		1～5m <sup>3</sup>	6～10m <sup>3</sup>	11～20m <sup>3</sup>	21～30m <sup>3</sup>	31～50m <sup>3</sup>	51～100m <sup>3</sup>	101～500m <sup>3</sup>	501～1000m <sup>3</sup>	1001m <sup>3</sup> ～		
13mm	600円	0円 (基本水量以内)										
20mm	720円											
25mm	1,872円											
30mm	2,160円	100円	100円	125円	125円	125円	135円	145円	155円	145円	165円	185円
40mm	4,320円											
50mm	7,320円											
75mm	16,320円											

(参考1)

### 【1か月分の料金計算例】

※水道メーターの口径20mm、1か月分の使用水量が50m<sup>3</sup>の場合

(参考) 大淀町の令和5年度1件あたりの平均使用水量は26.6m<sup>3</sup>/月です

- (現行)  
 ①【基本料金】 720円  
 ②【6～20m<sup>3</sup>使用料】 100円 × 15m<sup>3</sup> = 1,500円  
 ③【21～50m<sup>3</sup>使用料】 125円 × 30m<sup>3</sup> = 3,750円

5,970円(税抜)

6,567円(税込)

- (統合後)  
 ①【基本料金】 720円  
 ②【6～20m<sup>3</sup>使用料】 100円 × 15m<sup>3</sup> = 1,500円  
 ③【21～50m<sup>3</sup>使用料】 125円 × 30m<sup>3</sup> = 3,750円

5,970円(税抜)

6,567円(税込)

(統合後) - (現行) = ±0円(料金に変更ありません)

(参考2)

### 【1か月分の料金計算例】

※水道メーターの口径20mm、1か月分の使用水量が100m<sup>3</sup>の場合

(現行)  
 ①【基本料金】 720円  
 ②【6～20m<sup>3</sup>使用料】 100円 × 15m<sup>3</sup> = 1,500円  
 ③【21～100m<sup>3</sup>使用料】 125円 × 80m<sup>3</sup> = 10,000円

12,220円(税抜)

13,442円(税込)

- (統合後)  
 ①【基本料金】 720円  
 ②【6～20m<sup>3</sup>使用料】 100円 × 15m<sup>3</sup> = 1,500円  
 ③【21～50m<sup>3</sup>使用料】 125円 × 30m<sup>3</sup> = 3,750円  
 ④【51～100m<sup>3</sup>使用料】 145円 × 50m<sup>3</sup> = 7,250円

13,220円(税抜)

14,542円(税込)

(統合後) - (現行) = +1,100円

## 2. 水道メーター検針・請求方法の変更

### ①【検針】

「毎月、町内全戸の水道メーターを検針」から「町内を2地区に割り、偶数月と奇数月に分けての検針(2か月に1回)」に変更します

※「令和7年4月の検針」については、水道料金変更に伴う調整のため全戸検針します。また、対象のお客様には、偶数月・奇数月どちらの検針地区になるかの案内を配布します。

※隔月の3日から22日までの間に検針しますが、検針日がこれまでと前後する場合があります。

※検針時に発行される「使用水量等のお知らせ」のデザインが変わります。

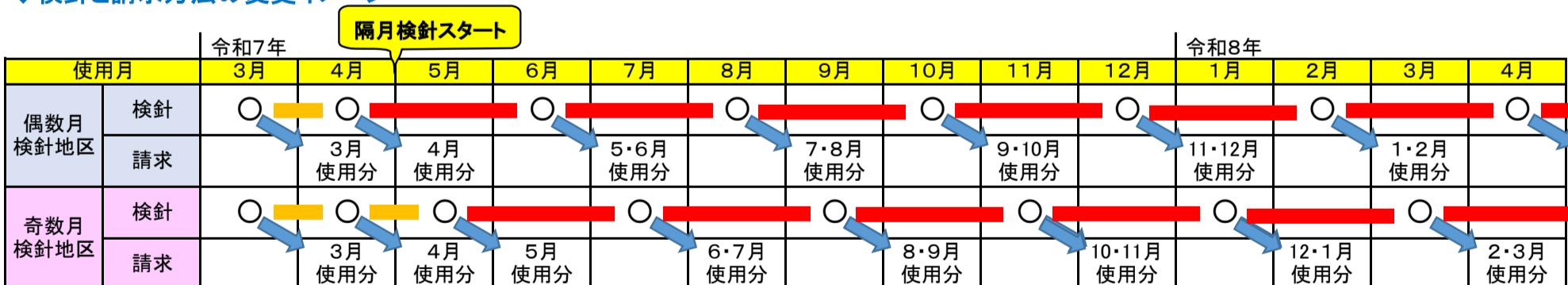
※大口需要家(口径40mm以上または月使用水量が概ね700m<sup>3</sup>以上)対象のお客様、官公庁・学校などは、原則として毎月検針・毎月請求のままで変更ありません。

### ◆主な検針の地区分け

偶数月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)		奇数月(5月・7月・9月・11月・1月・3月)	
中増、西増、増口、出口、比曽、上比曽、北六田、北野、新野、馬佐、口越部、中越部、奥越部、土田、南大和、上桧垣本		口桧垣本、金吾町、吉野平、畠屋、持尾、矢走、芦原、新町1～3丁目、岡崎1～3丁目、西町1～6丁目、香梨台、車坂町、高見台、つつじヶ丘、北町1～3丁目、北町学園前、岩壺、鉢立、大岩、今木、薬水、佐名伝、大阿太グリーンポリス、花吉野ガーデンヒルズ	

※大字境界付近等にかかる検針については検針月が変更となる場合があります。

### ◆検針と請求方法の変更イメージ



### ②【請求】

「毎月の請求」から「検針した翌月に2か月分の金額をまとめて請求」に変更します

※2か月に1回の検針で計量した2か月分の水道使用水量を2等分して毎月均等の使用とみなし、それぞれ1か月分の水道料金を計算します。(2等分して発生する端数分の水量は前月分に加えます。)

※「令和7年4月検針に伴う請求(料金)」につきましては、3月使用分を含むため「現行の料金」で算定し、5月以降の隔月検針に伴う請求は「統合後の料金」で算定します。

※「奇数月検針地区」については、検針方法の変更に伴う調整のため令和7年6月の請求は1か月分(5月分)の請求となります。

※水道料金の納付方法は、原則、納入通知書または口座振替のみとなります。

(参考3)

### 【請求金額の計算例】

※令和7年6月に偶数月地区で検針し、水道メーター口径20mm、使用水量(5・6月使用分)が125m<sup>3</sup>の場合

①125m<sup>3</sup>=62m<sup>3</sup>×2+1m<sup>3</sup>(端数の1m<sup>3</sup>は検針前月分の使用量②に加え

### ③【請求日・納入期限・口座振替日】

請求方法の変更に伴い、「請求日・納入期限・口座振替日」も変更となります

#### ◆請求日・納入期限・口座振替日

	現行	統合後(令和7年4月1日以降)
請求日(納入通知書発行)	検針の翌月 2日	検針の翌月 9日
納入期限	検針の翌月 31日	検針の翌月 27日
口座振替日	検針の翌月 10日	検針の翌月 27日
(再振替日)	検針の翌月 25日	検針の翌々月 15日

※請求日・納入期限・口座振替日について、休日(土日祝日)となる場合は金融機関等の翌営業日となります。

※4月1日以降は収納口座名「奈良県広域水道企業団」、口座番号「00900-0-961091」へと変更になります。口座振替について、通帳には「奈良県広域水道」と印字されます。

※現在、口座振替をご利用のお客様は4月1日以降も口座振替(引落し)を継続しますので、新たに「口座振替依頼書」の提出は不要です。

※口座振替で新規や口座変更される場合には「口座振替依頼書」の提出が必要です。なお、現在、「口座振替依頼書」の申込みの受付を停止していますが、4月1日以降に受付を再開いたします。

#### ◆納付場所

<金融機関(口座振替・窓口収納取扱い)>

南都銀行	ゆうちょ銀行	奈良県農業協同組合	近畿労働金庫	奈良信用金庫	大和信用金庫
口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○
奈良中央信用金庫	三十三銀行	京都銀行	紀陽銀行	京都中央信用金庫	りそな銀行
口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ○	口座 ○ 窓口 ×
関西みらい銀行	あいち銀行(旧 中京銀行)	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ銀行	大阪シティ信用金庫
口座 ○ 窓口 ×	口座 ○ 窓口 ×	口座 ○ 窓口 ×	口座 ○ 窓口 ×	口座 ○ 窓口 ×	口座 ○ 窓口 ×

※口座「○」については、口座振替(引落し)が可能です。

※窓口「×」については、金融機関の窓口で納入通知書による支払いができません。

#### <コンビニ等>

セブン-イレブン	ローソン	ローソンストア100	ファミリーマート	ミニストップ	デイリーヤマザキ
ヤマザキデイリーストア	ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ニューヤマザキデイリーストア	ポプラ	生活彩家	くらしハウス
スリーエイト	セイコーマート	ハマナスクラブ	ハセガワストア	ダイエー	MMK設置店

#### <スマートフォン決済アプリ>

PayPay	PayB	LINE Pay	d払い	auPAY	J-Coin Pay
楽天ペイ	楽天銀行コンビニ支払サービス				

※「LINE Pay」につきましては、令和7年4月23日で使用できなくなりますので、ご注意ください。

## 3. 給水分担金・開栓手数料の変更

### 【給水分担金(加入金)】

※新規の水道利用者と現水道利用者との負担の公平を図る目的から、水道施設の更新・整備の財源の一部に充てるため、給水装置の新設・増築工事の実施の際に、当該工事の申込者より徴収するもの

現 行					統合後(令和7年4月1日以降)				
◆給水分担金 (税抜)					◆加入金 (税抜)				
口径 13mm 20mm 25mm 30mm					口径 13mm 20mm 25mm 30mm				
金額 200,000円 200,000円 460,000円 1,580,000円					金額 146,000円 200,000円 355,000円 527,000円				
口径 40mm 50mm 75mm					口径 40mm 50mm 75mm				
金額 1,580,000円 2,873,000円 7,902,000円					金額 969,000円 1,559,000円 3,730,000円				

### 【開栓手数料】

※新規に開栓又は再開の時に使用者から徴収する手数料

現 行					統合後(令和7年4月1日以降)				
◆開栓手数料 (税抜)					◆開栓手数料				
口径 13mm 20mm 25mm 30mm					廃止(徴収しません)				
金額 2,500円 2,500円 2,500円 3,500円									
口径 40mm 50mm 75mm									
金額 3,500円 4,500円 5,500円									

## 4. よくあるご質問

Q1. 隔月検針にともない、納入通知書払いから口座振替に変更したいが、どうすればよいのか。

A 口座振替は、支払いの手間や支払い忘れを防ぐことができます。振替希望の預金通帳、銀行届出印、お手元の検針票を、口座振替を希望する金融機関へ持参し、手続きをお願いいたします。  
なお、手続きには時間がかかりますので、手続きが完了するまでは納入通知書でのお支払いをお願いいたします。

Q2. 隔月請求となると、金額が大きくなつて支払えない。

A 隔月請求になつても、お支払いいただく料金の合計は変わりませんので、ご理解をお願いいたします。また、お支払いの相談については、大淀町上下水道部(奈良県広域水道企業団 大淀事務所)までお問合せください。

Q3. 隔月検針になると漏水の発見が遅れるのではないか。

A 漏水の有無は、家庭内の蛇口を全て閉めたうえで、お客様の宅地内に設置された水道メーターボックス内の水道メーターのパイロット(銀色の円形状のもの)部分を見ることで、比較的容易にお客様ご自身で確認することができます。  
家庭内の蛇口を全て閉めているにもかかわらず、水道メーターのパイロットが回転していれば漏水の可能性が高いです。  
なお、修理が必要な場合は、給水装置修繕対応可能な工事事業者にご依頼するなどの対応をお願いします。

(注意)この情報は令和7年1月15日現在のものです。

令和7年2月下旬に予定されている奈良県広域水道企業団議会にて正式決定されます。

【お問合せ先】

大淀町上下水道部

(電話)0747-52-0137